

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 29.12.5可決 参議院 12.5内閣委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成29年8月8日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当及び勤勉手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給表の改定

指定職俸給表を除く全ての俸給表について、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げる。

二、諸手当の改定

1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を引き上げる。

2 勤勉手当の支給割合を年間0.1月分（指定職職員については年間0.05月分）引き上げる。

三、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、一及び二是平成29年4月1日から適用する。

2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの等を除く。）のうち、平成27年1月1日に昇給した職員等の号俸を平成30年4月1日に1号俸上位に調整する。

3 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 29.12.5可決 参議院 12.5内閣委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額及び期末手当の改定

1 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。

2 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。

二、施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、一は平成29年4月1日から適用する。

2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 29.12.5可決 参議院 12.5内閣委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民間における退職給付の支給の実情に鑑み、国家公務員の退職手当の額を引き下げる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、退職手当の支給水準の引下げ等

1 退職手当について、国家公務員退職手当法本則の規定により計算した基本額に乘じる調整率

を100分の87から100分の83.7に引き下げる。

2 退職日の俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表8号俸の額に相当する額を超える者等の調整額について、当分の間、基本額の100分の8に相当する額を、100分の8.3に相当する額とする。

3 その他関係規定の整備を行う。

二、施行期日

この法律は、平成30年1月1日から施行する。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、平成30年3月31日にその期限が到来する特定保険業者であった少額短期保険業者等が引受け可能な保険金額に関する特例措置について、保険契約者等への影響に鑑み、当該特例措置の期限の延長を行うものである。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 29.12.5可決 参議院 12.5法務委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を引き上げる。

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、平成29年4月1日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 29.12.5可決 参議院 12.5法務委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 俸給月額の改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を引き上げる。

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、平成29年4月1日から適用する。

旅館業法の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 29.12.5可決 参議院 12.5厚生労働委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するため、ホテル営業及び旅館営業の営業種別の統合、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。以下同じ。）による無許可営業者に対する報告徴収及び立入検査並びに緊急命令の創設、無許可営業者その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額の引上げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合し、旅館・ホテル営業とする。
- 二 都道府県知事は、旅館業が営まれている施設において三による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、無許可営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 三 都道府県知事は、旅館業法に違反して旅館業が営まれている場合であって、当該旅館業が営まれることによる公衆衛生上の重大な危害の発生若しくは拡大又は著しく善良の風俗を害する行為の助長若しくは誘発を防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、無許可営業者に対し、当該旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 四 無許可営業者等に対する罰金の上限額を3万円から100万円に、その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額を2万円から50万円に引き上げる。
- 五 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(29.12.7厚生労働委員会議決)

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
- 一、違法な民泊サービスが広がっている現状に鑑み、引き続きその実態の把握に努めるとともに、地方自治体が無許可営業者等に対する十分な指導・監督を行うことができるよう、保健所を始めとする関係部局の人員確保を含む体制強化のために必要な支援を行うこと。
 - 二、本法の施行に当たっては地方自治体における条例改正等が必要となることから、地方自治体が円滑に対応できるよう、速やかに政省令等を示し、丁寧な周知を行うこと。
 - 三、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを控え、訪日外国人観光客の当面の更なる増加が見込まれる中、利用者の需要の高度化及び多様化に対応した施設やサービスの充実、とりわけ防災設備や避難・誘導体制の外国人対応の強化などを促進し、地域活性化の観点からも旅館・ホテル営業の健全な発展を図るために、本法の施行状況を踏まえつつ、旅館業に係る規制の見直しについて罰則も含め引き続き検討すること。
 - 四、今後、旅館業に係る構造設備の基準等の規制全般についての見直しを検討する際には、議論の方向性が真に旅館業の健全な発展に資するものとなり、旅館業の安全・衛生面での水準や、周辺住環境、旅館業に従事する労働者の労働環境、健康等を損ねるものとならないよう、十分に留意すること。
 - 五、いわゆるネットカフェ等に見られるような事実上宿泊できる施設に関し、必ずしも旅館業法が適用されていない事例が指摘されていることに鑑み、利用の実態に応じて旅館業法を適切に適用すること。
 - 六、今回の旅館業法改正の趣旨に鑑み、旅館業法と国際観光ホテル整備法におけるホテル・旅館の定義について現場で混乱が生じないよう、実態を踏まえ今後適切な対応を図ること。

右決議する。

競馬法の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 29.12.5可決 参議院 12.5農林水産委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年における地方競馬主催者の厳しい事業収支の状況に鑑み、地方競馬の振興等を図るため、地方競馬全国協会の行う業務に必要な資金の確保措置の期限延長を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方競馬全国協会の行う業務に必要な資金の確保措置の延長

- 1 地方競馬全国協会が行う競馬活性化計画に基づく事業に対する補助業務等に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を畜産振興勘定から競馬活性化勘定に繰り

入れることができる措置の期限を5年間延長することとする。

- 2 地方競馬全国協会が行う競馬活性化計画に基づく事業に対する補助業務、競走馬生産振興業務等に必要な経費の財源に充てるため、日本中央競馬会が特別振興資金から農林水産大臣の定める金額を地方競馬全国協会に交付する措置の期限を5年間延長することとする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】(29.12.7農林水産委員会議決)

地方競馬は、長期にわたる売上額の減少により厳しい経営状況が続いているが、主催者が、地方競馬活性化事業等による活性化に取り組んだ結果、近年、全主催者の単年度収支が黒字化するなど経営改善がみられる状況となった。しかしながら、収益金を構成元の地方公共団体へ配分することができている主催者は、14主催者中5主催者にとどまっており、経営改善は道半ばの状況にある。また、競走馬生産は縮小傾向にあり、地方競馬の活性化に必要な質の高い競走馬の供給を確保するため、その生産振興を図る必要がある。

こうした状況を踏まえ、地方競馬がこれまで畜産振興や地域経済等に重要な役割を果たしてきたことに鑑み、更なる経営改善により地方競馬の振興を図る必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 地方競馬全国協会の行う業務に必要な資金の確保措置の5年間の延長を受け、計画的に地方競馬活性化事業及び競走馬生産振興事業を実施することにより地方競馬の経営状況を更に改善し、地方競馬が畜産の振興及び地方財政の改善に一層貢献できるよう指導すること。

また、強い競走馬づくりを推進し、馬産地の振興を図るため、地方発の有力馬を育成・活用する施設整備、人材育成への支援が行われるよう指導すること。

- 二 競馬の売上げの一部が畜産の振興、社会福祉事業の振興及び地方財政の改善に貢献していることについて具体的な実績を明らかにし、国民一般の理解が一層深まるよう努めること。

- 三 競馬場の入場者数の増加は、競馬関連の雇用を創出するなど地域経済へ寄与することが見込まれるため、家族連れで入場しやすい親しみのある競馬場づくり、ファンサービスの向上、競馬場周辺の観光との連携等来場促進の取組がなされるよう指導すること。

- 四 本法に基づく資金確保措置による経営改善の効果を常に分析・検証し、その結果を公開するとともに、これに基づき、地方競馬の振興の在り方について必要な措置の検討を進めること。

右決議する。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 29.12.5可決 参議院 12.5外交防衛委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び生徒の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。

- 二、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の167.5に引き上げる。

- 三、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の165とする。

- 四、本法律は、公布の日から施行し、一及び二については平成29年4月1日から適用する。ただし、三については平成30年4月1日から施行する。

本院議員提出法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の受ける歳費については、当分の間、歳費月額から、歳費月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 二、議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、一の適用がある間、議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告し、議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこと。
- 二、文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満限、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政務活動費に係る不適正な支出に関する事例が生じていることに鑑み、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表並びに提出された当該報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保しようとするものである。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、立法事務費について、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出のあった政治団体で議院におけるその所属議員が1人の場合には、交付しないこととしようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止しようとするものである。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものである。

国家公務員の人事費の総額の削減の推進に関する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処するためには一層の歳出の削減が不可欠であること等に鑑み、国家公務員の人事費の総額の削減を図るための施策を総合的に推進するため、当該施策について、国の責務を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、総人事費削減推進本部を設置しようとするものである。

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害からの復興のための施策を実施するために必要な国の財源については、国の資産、剩余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによてもなお不足する場合においては、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の人事費の削減及びこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上の措置によらないものとすることについて定めようとするものである。

国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国民の税負担の増加を抑制しつつ、国の規律ある財政運営を確保するため、国の財政運営に係る基本方針、これに基づく財政運営の目標の策定、予定財務書類及び決定財務書類の作成及び国会への提出、当該基本方針の遵守の状況に関する国会への報告等について定めることにより、国等の不要資産の活用、国の財政運営の透明性の向上及び財政会計制度改革の推進を図るものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙の浄化に資するため、政党の選挙区支部による選挙区内にある者に対する寄附を禁止しようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体について、その目的に関連す

る支出又は政治活動に関連する支出以外の支出をしてはならないこととするものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るために、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るために、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止しようとするものである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、議員秘書が、一般職公務員の例に準じて、通勤手当を受けることとしようとするものである。

政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政策金融改革が平成18年6月27日において行政改革推進本部が決定した設計どおりに進行していない現状に鑑み、必要な政策金融改革の着実な達成を図るために、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止するとともに、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の株式の処分等について定めるものである。

独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(参第17号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人都市再生機構の業務を全て民間に委ねることが可能となっており、これを全て民間に委ねることがより自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、同機構を完全民営化することを定めるとともに、同機構の完全民営化の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、並びに同機構の完全民営化に関し必要な措置を定めることにより、同機構の完全民営化を着実に推進しようとするものである。

ギャンブル等依存症対策基本法案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、ギャンブル等依存症がこれを有する者等及びその家族の日常生活及び社会生活に様々な問題を生じさせるおそれのある疾患であり、ギャンブル等依存症の予防等及びギャンブル等依存症を有する者に対する良質かつ適切な医療の提供等によるその回復等が社会的な取組として図ら

れることが必要あることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進しようとするものである。

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人日本学生支援機構による学資の支給に係る制度の新設に伴い、同機構への学資に係る貸与金の返還に関しても、既に返還すべき期間にある場合を含め、その経済的負担の軽減が求められていることに鑑み、速やかに、その軽減のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じようとするものである。

都市計画法の一部を改正する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政府において、都市計画等の見直しが定期的に行われるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとするとともに、都市計画が決定された後においても当該都市計画に係る住民の意見を反映させるために必要な措置、都市計画に係る不服申立て及び訴訟の制度の在り方、並びに都市計画法第53条の規定による都市計画施設の区域等内における建築物の建築の制限を受ける者の当該制限により生ずる経済上の不利益に対応するための措置の必要性の有無について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることについて定めようとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第1号)

(衆議院 29.12.5可決 参議院 12.6厚生労働委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）に基づく給付金の支給の請求の状況に鑑み、給付金の請求期限を延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 給付金の支給の請求期限を、次に掲げる日のいずれか遅い日までとする。
 - 1 特別措置法の施行の日（平成20年1月16日）から起算して15年を経過する日（2において「経過日」という。）
 - 2 損害賠償の訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て（その相手方に国が含まれているものに限る。）を経過日以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して1月を経過する日
- 二 この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(29.12.7厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、C型肝炎訴訟を通じて得られた特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤に係る事実認定の状況について速やかなる情報提供を行うこと。
- 二、本特別措置法が施行されてから10年間が経過するにもかかわらず、給付金の請求に至っていない特定C型肝炎ウイルス感染者がいまだ多数存在すると見込まれることから、給付金の支給手続の一層の周知を図り、特定フィブリノゲン製剤等の納入実績のある医療機関による診療録等の確認作業を促とともに、肝炎ウイルス検査の勧奨を広く進めること。
- 三、肝炎に関する正しい知識の普及、医療体制の整備、研究の促進など、肝炎対策を総合的に進めるとともに、肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の患者を対象とした医療費助成の仕組みを早急に実現すること。
- 四、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの観点から、国際的な肝炎対策の展開に当たり、WHOから指定された組織に対して必要な協力をすること。

右決議する。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第3号)

(衆議院 29.12.5可決 参議院 12.7議院運営委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の全給料月額を改定するとともに、平成29年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 二、平成30年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一については平成29年4月1日から適用し、二については平成30年4月1日から施行すること。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計熊本地震復旧等予備費予算額2,737億円のうち、平成28年5月31日から7月26日までの間に使用を決定した金額は2,476億円で、その内訳は、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要な経費420億円、自衛隊の部隊が実施する災害派遣活動等に必要な経費346億円、災害廃棄物処理事業に必要な経費340億円などである。

平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成28年4月19日から29年2月27日までの間に使用を決定した金額は319億円で、その内訳は、訟務費の不足を補うために必要な経費256億円、熊本地震による被災地域の緊急支援に必要な経費23億円、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費11億円などである。

平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

平成29年2月24日から3月28日までの間に決定した経費増額総額は174億円で、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額である。

決算その他

平成二十八年度一般会計歳入歳出決算、平成二十八年度特別会計歳入歳出決算、平成二十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十八年度政府関係機関決算書

(衆議院 繼続審査 参議院 29.12.4 決算委員会付託 繼続審査)

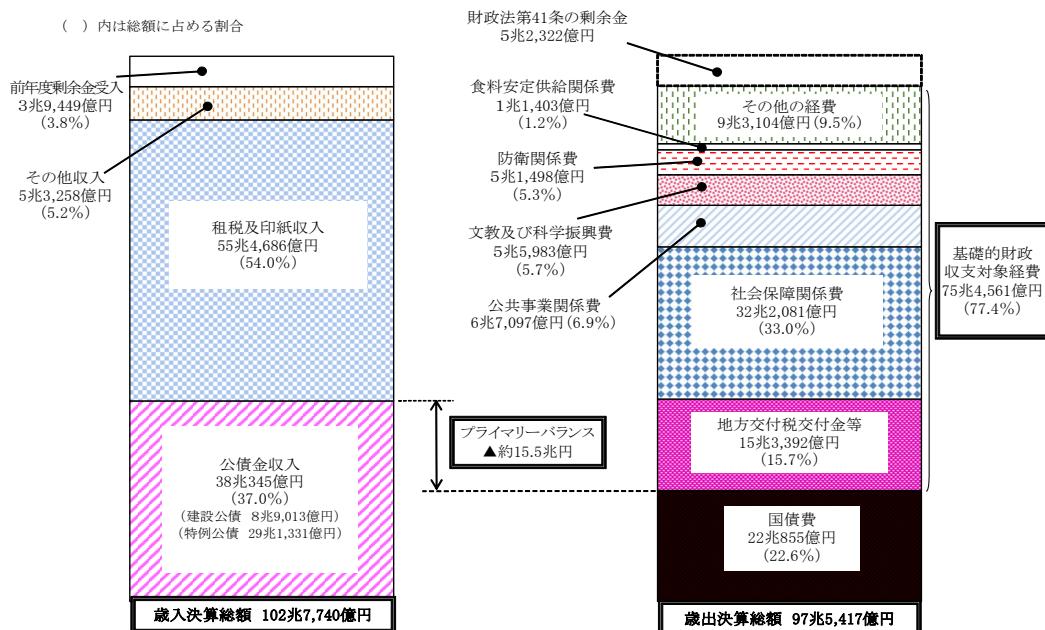
平成二十八年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は102兆7,740億円、歳出決算額は97兆5,417億円であり、差引き5兆2,322億円の剩余を生じた。この剩余金は、財政法第41条の規定により、平成29年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剩余金は3,782億円である。

平成二十八年度特別会計歳入歳出決算における14の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は410兆1,617億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は395兆3,607億円である。

平成二十八年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は72兆356億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は70兆7,457億円であるため、差引き1兆2,899億円の残余を生じた。

平成二十八年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆650億円、支出済額を合計した支出決算額は9,068億円である。

〈平成二十八年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成28年度決算の説明」より作成

平成二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 繼続審査 参議院 29.12.4 決算委員会付託 繼続審査)

平成二十八年度国有財産増減及び現在額総計算書における28年度中の国有財産の差引純増加額は

9,097億円、28年度末現在額は106兆79億円である。

平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 29.12.4決算委員会付託 継続審査)

平成二十八年度国有財産無償貸付状況総計算書における28年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は242億円、28年度末現在額は1兆806億円である。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及び キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成28年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成28年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆915億円、負債合計は3,680億円、純資産合計は7,235億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,019億円、経常事業支出は6,885億円となっており、経常事業収支差金は133億円となっている。

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及び キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成25年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成25年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,342億円、負債合計は3,073億円、純資産合計は6,269億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,552億円、経常事業支出は6,496億円となっており、経常事業収支差金は56億円となっている。

日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及び キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成26年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成26年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,971億円、負債合計は3,305億円、純資産合計は6,665億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,730億円、経常事業支出は6,561億円となっており、経常事業収支差金は169億円となっている。

日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及び キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成27年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成27年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆432億円、負債合計は3,478億円、純資産合計は6,954億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,859億円、経常事業支出は6,670億円となっており、経常事業収支差金は188億円となっている。